

清酒製造業退職金特別共済事業資産運用の基本方針

(平成 15 年 10 月 1 日)

変更 平成 22 年 12 月 27 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 10 月 1 日

変更 平成 28 年 3 月 1 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

清酒製造業退職金共済事業本部

独立行政法人勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部（以下「清退共本部」という。）は、特別共済事業に係る業務上の余裕金（以下「清退共資産」という。）の運用に当たり、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）第 78 条（余裕金の運用に関する基本方針等）の規定に基づき以下のとおり運用の基本方針を定める。

I 基本的考え方

1 基本原則

清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。

2 運用の目的

清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度（以下「清退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

3 運用の目標

上記 1、2 に基づき、中退法施行令第 10 条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

4 資産構成

(1) 投資対象資産

清退共資産の運用における投資対象は、中退法第 77 条及び政令等に規定するうち、次に掲げるものとする。

- ① 国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得（国内債券）
- ② 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金（短期資産）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（国内債券、国内株式、外国債券、

外国株式、短期資産)

(2) 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	合計
資産配分	100.0	100.0
乖離許容幅	-	

(注1) 国内債券には短期資産を含む。

(注2) 平成27年度に、この基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は1.06%、標準偏差は0.28%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

5 自家運用

基本ポートフォリオに基づく投資対象資産の運用は、キャッシュフローの確保、収益の向上等の観点から、適切にこれを行う。

6 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

II 自家運用

1 自家運用の位置付けと役割

清退共本部は、資産の運用の効率化に資するため、中退法第77条の規定に基づき、資産の一部について自ら管理運用業務を行う。

2 基本的な投資スタンス及びリスク管理

① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。

② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。

- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券（特定社債券を含む。）及び円貨建外国債の取得は信用のある格付機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

3 運用対象

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債
- ④ 特別の法律により法人の発行する債券（上記③政府保証債を除く。金融債、財投機関債、特定社債券等）
格付基準（原則A格以上）による。
- ⑤ 社債券
格付基準（原則A格以上）による。
- ⑥ 公社債投資信託の受益証券
- ⑦ 円貨建外国債
外国の政府、地方公共団体又は国際機関の発行する債券その他の外国法人の発行する債券のうち、本邦通貨をもって表示されるもので、格付基準（原則A格以上）により運用対象とする。
リバース・デュアル・カレンシー債も円貨建外国債に含めて運用する。
- ⑧ 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

III 運用管理体制

1 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は資産運用部が執行する。
- ② 同部では、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2 資産運用企画会議の設置

清退共資産の運用に関する基本方針の案、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用企画会議を設置する。

IV 基本方針の変更

清退共本部の基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合、資産運用委員会の議

を経て理事会で決議し変更できるものとする。